

郡上市印刷物等広告掲載事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、市の発送する封筒、その他市が発行する印刷物及び市が所有し若しくは管理する財産等（以下「広告媒体」という。）に企業等の広告を掲載又は掲示（以下「広告掲載」という。）し、産業の振興を図るとともに広告料収入による財源の確保を目的とする。

(広告媒体)

第2条 広告媒体は、次に定めるもののうち市長が指定するものとする。

- (1) 封筒及び市民等に配布する諸用紙
- (2) 市の広報印刷物
- (3) 市が作成する行事のポスター、チラシ等の印刷物
- (4) 市が所有若しくは管理する財産
- (5) その他のもので広告媒体として利用可能なもの

(広告掲載の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等の規定に違反する広告
- (2) 市の信用若しくは品位を害し、又は業務遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの
- (3) 政治団体若しくは宗教団体が広告主となるもの及び政治、経済、社会、宗教等に関する主義又は主張に関するもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に関する広告又はこれらの従業員等の募集に関するもの
- (5) 求縁又は男女の交際若しくは私的通信等に関するもの
- (6) 詐欺的その他正当とは認められない取引に関するもの
- (7) 個人の氏名を宣伝するもの
- (8) 貸金業に関するもの
- (9) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (10) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (11) その他市長が公序良俗又は公益上支障があると認められるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告主、広告内容等に関する個別の基準等が必要な場合は、別に定めるものとする。

(審査機関)

第4条 広告の位置、規格及び広告料又は予定価格等を審査するため、郡上市広告掲載審査会を設置する。

(広告の位置規格等)

第5条 市長は、前条の広告掲載審査会の審査結果を参考として、広告の位置、規格及び広告料又は予定価格等を、広告掲載する広告媒体ごとに定める。

(広告掲載の募集)

第6条 広告掲載の募集は、広告掲載する広告媒体ごとに市長が募集要項を定め、広報郡上紙面、市のホームページ及びその他の方法により公募する。

(申込者の資格)

第7条 広告掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、市内に住所又は事業所を有する法人若しくは個人等（以下「市内企業等」という。）とする。ただし、広告媒体若しくは広告掲載の目的から市内企業等とすることが適さないと市長が認めるとき又は市内企業等の申込みがないと見込まれるときは、この限りでない。

(広告掲載の申込み)

第8条 申込者は、郡上市広告掲載申込書(様式第1号)に広告掲載をしようとする原稿素材を添えて、市の指定する日までに市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、前条に規定する申込書の提出を受けたときは、速やかに広告掲載の可否を募集要項で定めた方法により決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、郡上市広告掲載可否通知書(様式第2号)により、申込者すべてにその結果を通知しなければならない。

(広告の内容に関する責務)

第10条 広告の内容に関する一切の責務は、広告掲載が決定した申込者又は現に広告掲載している申込者(以下「広告主」という。)が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、広告主がこの告示の規定に違反していることが判明したとき若しくは次に掲げる事項に該当することとなったときは、広告掲載の決定を取り消し、又は広告掲載を中止できるものとする。

- (1) 広告主が市の信用若しくは品位を害する行為を行ったとき
- (2) 広告主が法令等の規定に違反する行為を行ったとき
- (3) 広告主のイメージが失墜し市の業務遂行に支障を及ぼすおそれのあるとき
- (4) その他広告主に公益上の支障があると認められるとき

2 市長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消し、又は広告掲載を取りやめたときは、広告主に通知しなければならない。

(広告料の納入方法)

第12条 市長は、広告掲載を決定したときは、第9条第2項に規定する通知書と併せて納入通知書を送付するものとする。

2 市長は、原則として広告料の納入を確認した後でなければ広告掲載をすることができない。

3 納入された広告料は、返還しない。ただし、広告主の責めによらない理由によって広告掲載できなかったときはこの限りでない。

(広告料の減免等)

第13条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、広告料を減額若しくは免除することができる。

(広告掲載の事務)

第14条 広告掲載の募集、申込みの受付、広告掲載の可否決定の通知及び広告料の収納など広告掲載に係る事務は、広告を募集する広告媒体を所管する課等において処理する。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年3月19日から施行する。

(郡上市自主運行バスへの有料広告掲載要綱の廃止)

2 郡上市自主運行バスへの有料広告掲載要綱(平成18年郡上市告示第5号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行日の前日までに、廃止前の郡上市自主運行バスへの有料広告掲載要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。